

関税・外国為替等審議会関係法令等

○ 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）（抄）

（設置）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

財政制度等審議会

関税・外国為替等審議会

2 （省略）

（関税・外国為替等審議会）

第八条 関税・外国為替等審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 財務大臣の諮問に応じて関税率の改正その他の関税に関する重要事項を調査審議すること。

二 （省略）

三 前二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

四 （省略）

2 前項に定めるもののほか、関税・外国為替等審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他関税・外国為替等審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

○ 関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）（抄）

（所掌事務）

第一条 関税・外国為替等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第八条第一項に規定するもののほか、相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十六条、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第二十条、緊急関税等に関する政令（平成六年政令第四百十七号）第十二条、報復関税等に関する政令（平成六年政令第四百十八号）第二条、及び経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）第六条の規定によりその権限に属させられた事項（第六条第二項において「相殺関税等に関する事項」という。）を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

- 2 第三條 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

(委員の任期等)

- 2 第四條 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

- 2 第五條 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六條 審議会に、次に掲げる分科会を置く。

関税分科会

外国為替等分科会

- 2 関税分科会は、審議会の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 関税率の改正その他の関税に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 相殺関税等に関する事項を処理すること。
- 3 (省略)
- 4 分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、財務大臣が指名する。
- 5 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 6 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 7 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員及び臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

- 2 第七條 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、当該分科会長が指名する。

- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから当該分科会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって当該分科会の議決とすることができる。

(議事)

- 第九條 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

○ 関税・外国為替等審議会議事規則（平成十三年一月二十三日）（抄）

(緊急時の議決特例)

第三條 会長は、会議を招集した場合において、やむを得ない事情により委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に審議会の議決を経ることが審議会の目的達成上やむを得ないと認めるときは、電話その他の方法により、議決を求めることができる。

2 前項の規定により議決された事項については、会長は次に開かれる会議において、当該議決について報告するものとする。

(会議又は議事録)

第五條 会議又は議事録は、公開とする。ただし、会長は、特段の理由により必要があると認めるときは、審議会に諮って会議及び議事録を非公開とすることができる。

- 2 前項の議事録は、会議のつど作成し、速やかに公開するものとする。
- 3 第一項の規定により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示して議事要旨を公開するものとする。

(付託)

第七條 会長は、調査審議事項が分科会に調査審議させることが適当と認めるときは、当該調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 審議会は、前項の規定により分科会に付託された調査審議事項については、分科会の議決をもって審議会の議決とする。

(準用)

第八條 第二条から前条までの規定は、分科会について準用する。この場合において、第二条、第三条、第四条、第五条第一項、第六条及び前条第一項中「会長」とあるのは「分科会長」と、第三条第一項中「審議会」とあるのは「分科会」と、第七条中「分科会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

2 第二条から第六条までの規定は、部会について準用する。この場合において、第二条、第三条、第四条、第五条第一項及び第六条中「会長」と

あるのは「部会長」と、第三条第一項中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

○ 関税・外国為替等審議会関税分科会決定（平成十三年一月二十三日）

関税・外国為替等審議会令第七条第一項の規定に基づき、左記のとおり定める。

記

一、 関税政策及び関税制度のあり方について調査審議する常設の機関として、企画部会を置く。

二、 関税・外国為替等審議会令第一条に規定する相殺関税等に関する事項を処理し、又は関税定率法第十二条第三項（国民生活関連物資に係る弾力関税）の規定に基づき措置をとることに関し調査審議する常設の機関として、特殊関税部会を置く。